

## 金沢真宗学院運営細則

(目的)

**第1条** この細則は、金沢真宗学院規則（以下「学院規則」と言う。）第27条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(休学)

**第2条** 学院長は、学院生が病気その他の事由によって休学を申し出た場合、1年間休学を許可することができる。ただし、休学は合計3年以内とする。

- 2 休学を申請する者は、所定の書類に必要事項を記入し提出しなければならない。
- 3 年度の始めに休学を申し出た者は、授業料の3割に相当する金額を納入しなければいけない。
- 4 年度途中で休学を申し出た者は、前項の規定にかかわらず、授業料及び施設費等の金員を返還しない。

(公休)

**第3条** 学院長は、学院生が教師修練その他の事由によって欠席を申し出た場合、公休として認めることができる。

- 2 教師修練の場合は、その開催期間と前一日まで認めることができる。
- 3 忌引の期間は、次に掲げる各号とする。

- |                |       |
|----------------|-------|
| (1) 父母及び配偶者    | 10日以内 |
| (2) 子          | 5日以内  |
| (3) 祖父母        | 3日以内  |
| (4) 配偶者の父母     | 3日以内  |
| (5) 孫及び兄弟姉妹    | 2日以内  |
| (6) 曾父母及び伯叔父母  | 2日以内  |
| (7) 甥、姪及び従兄弟姉妹 | 1日以内  |

(在学年数)

**第4条** どのような事由があっても、6年を越えて在学することはできない。

### 附 則

この細則は、金沢真宗学院運営委員会の議をへた日（1999年6月21日）から施行する。